

4 建災防技発第33号
令和4年1月25日

建設業労働災害防止協会
都道府県支部事務局長 殿

建設業労働災害防止協会
専務理事
(公印省略)

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の施行について

今般、厚生労働省より、当協会に対して別添のとおり標記通達についての周知依頼がありました。参考として、厚生労働省令第三号を添付いたします。

つきましては、本件について貴支部会員事業場等に対し、適宜、周知をお願いいたします。

また、本件に関する通知文書は、近日中に当協会ホームページに掲載いたします。



基発0113第2号
令和4年1月13日

関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の施行について

日頃から労働基準行政の推進に格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

建築物、工作物及び船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ。）の解体工事及び改修工事における石綿等へのばく露による健康障害の防止に関しては、厚生労働省において開催した「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会」の議論を踏まえ、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第134号）が公布され、令和3年4月1日（一部規定は令和2年10月1日、令和4年4月1日、令和5年10月1日）から施行するとされたところです。

今般、同検討会において引き続き検討することとされていた、船舶の解体又は改修の作業を行う際の事前調査（石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）第3条第1項に規定する石綿等の使用の有無に係る調査をいう。以下同じ。）を行う者の要件及び、船舶の解体・改修工事に係る労働基準監督署への事前調査の結果等の報告の対象範囲等についても方向性が示されたことから、石綿則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成17年厚生労働省令第44号）について、所要の改正を行うこととしました。

本改正等の内容については、別添により都道府県労働局長に示したとおりですので、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただくとともに、会員企業その他関係者に対する本改正等の内容の周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

基発0113第1号
令和4年1月13日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の施行について

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第3号。以下「改正省令」という。)が令和4年1月13日に公布され、一部規定を除き、同日から施行されたところである。その改正の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期したい。

記

1 趣旨

建築物等(建築物、工作物及び船舶(鋼製の船舶に限る。以下同じ。)をいう。以下同じ。)の解体工事及び改修工事における石綿等へのばく露による健康障害の防止に関しては、厚生労働省において開催した「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会」の議論を踏まえ、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第134号)が公布され、令和3年4月1日(一部規定は令和2年10月1日、令和4年4月1日、令和5年10月1日)から施行するとされたところである。

今般、同検討会において引き続き検討することとされていた、船舶の解体又は改修の作業を行う際の事前調査(石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。)第3条第1項に規定する石綿等の使用の有無に係る調査をいう。以下同じ。)を行う者の要件及び、船舶の解体・改修工事に係る労働基準監督署への事前調査の結

果等の報告の対象範囲等についても方向性が示されたことから、石綿則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成17年厚生労働省第44号）について、所要の改正を行った。

2 改正の要点

- (1) 船舶の解体又は改修の作業を行う際の事前調査を行う者の要件等（石綿障害予防規則等の一部を改正する省令による改正後の石綿則（以下「新石綿則」という。）第3条第4項及び第7項第9号関係）
事業者は、船舶に係る事前調査については、石綿則第3条第3項各号に規定する場合を除き、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならないこととしたこと。
また、事業者は、船舶に係る事前調査等（事前調査及び新石綿則第3条第5項に規定する分析調査をいう。以下同じ。）を行ったときに記録を作成し、及び3年間保存する事項、並びに当該船舶に石綿等が使用されている場合（石綿等が使用されているものとみなす場合を含む。）に当該船舶の解体又は改修の作業を行う作業場に備え付ける当該記録の写しの事項として、当該事前調査等を行った者の氏名及び厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類の写しが必要であることとしたこと。
- (2) 船舶の事前調査の結果等の報告（新石綿則第4条の2関係）
総トン数が20トン以上の船舶に係る解体工事又は改修工事の事前調査の結果等を所轄労働基準監督署長に報告しなければならないこととしたこと。
- (3) 事前調査の結果等の報告の様式（新石綿則様式第1号関係）
(2) の改正等を踏まえ所要の様式改正を行ったこと。
- (4) 書面の保存に代えて電磁的記録の保存ができる事項の追加（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令別表第1関係）
書面の保存に代えて電磁的記録の保存ができる事項として事前調査結果の記録の備え付けを追加したこと。

3 細部事項

- (1) 船舶の解体又は改修の作業を行う際の事前調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものの具体的な要件（新石綿則第3条第4項及び第7項第9号関係）

船舶の解体又は改修の作業を行う際の事前調査を実施するためには必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものの具体的な要件は、別途告示において定めるものであること。

(2) 平成18年9月1日以降に着工若しくは輸入又は定期検査等を実施した船舶に係る事前調査の結果等の報告の取扱い(新石綿則第4条の2関係)

船舶は、定期的に同一の部分について修理等の改修を行うものがあるが、船舶のうち、石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物の使用が全面的に禁止された平成18年9月1日以降に着工した船舶については、石綿等が使用されていないことが明らかであることから、平成18年9月1日以降に着工又は輸入した船舶について、新石綿則第4条の2に基づく報告を行った部分のその後の改修工事に際しては、再度の報告は不要であること。

また、船舶は船舶安全法(昭和8年法律第11号)に基づく定期検査又は中間検査(以下「定期検査等」という。)の際に解放検査(船舶安全法施行規則(昭和38年運輸省令第41号)第24条及び第25条に規定する解放検査をいう。以下同じ。)が要求され、その際にガスケット等の部品の交換等が行われることから、平成18年9月1日以降に解放検査を伴う定期検査等を実施した場合は、当該定期検査等に伴い解放した部分の改修工事について新石綿則第4条の2に基づいて報告を行った部分と同一部分の改修工事に際しては、2回目以降の報告は不要であること。

(3) 建築物等に係る事前調査の結果等の報告事項(新石綿則様式第1号関係)

ア 船舶に係る事項

船舶に係る事前調査の結果等の報告は、建築物及び工作物と同様、様式第1号により行うものであること。ただし、船舶については「解体工事を行う床面積の合計」及び「解体工事又は改修工事の請負金額」の報告は不要であり、船舶の構造の概要については総トン数を工事の概要と併せて記載すれば足りること。

イ 建築物等に係る共通事項

- ① 「担当者のメールアドレス」は任意の報告項目であるので、空欄でも差し支えないこと。
- ② 「建築物等の概要」のうち、「構造」、「耐火」、「延べ床面積」、「階数」(地上階及び地下階)は、建築物に係る工事が含まれない場合は記載を要しないこと。なお、工作物及び船舶にあっては、「その他工作物・船舶」の欄において該当する工作物

又は船舶を選択するとともに、工事の対象となる工作物又は船舶の名称や種類及び解体工事又は改修工事の別は工事の概要欄に記載すること。

- ③ 解体工事又は改修工事の実施期間、石綿に関する作業の開始時期及び作業に係る石綿作業主任者は、報告時点における予定を記載すれば足りること。
- ④ 事前調査の結果及び予定する石綿の除去等に係る措置の内容は、作業対象となる材料について記載すれば足りること。また、その他の材料には、ガスケット、パッキン等が含まれる趣旨であること。

4 施行日及び経過措置

改正省令は、公布日から施行することとしたこと。ただし、2(4)の一部については、令和5年10月1日から施行することとしたこと。

なお、2(1)から(3)については、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令(2(1)関係は令和5年10月1日施行、(2)及び(3)関係は令和4年4月1日施行。)の改正であるため、実際に改正規定が施行されるのは2(1)については令和5年10月1日、(2)及び(3)については令和4年4月1日であることに留意すること。

また、石綿障害予防規則の一部を改正する省令附則第2条において規定された建築物及び工作物の解体又は改修の作業等に係る経過措置と同様に、船舶の解体又は改修工事であって令和4年4月1日の前に開始されるものについては新石綿則第4条の2第1項の規定は適用せず、船舶の解体等の作業であって令和5年10月1日より前に開始されるものについては、新石綿則第3条第4項、第6項及び第7項第9号の規定は適用しないものであること。

○厚生労働省令第三号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項、第一百条第一項及び第一百三条第一項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項の規定に基づき、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年一月十三日

厚生労働大臣　後藤　茂之

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

（石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の一部改正）

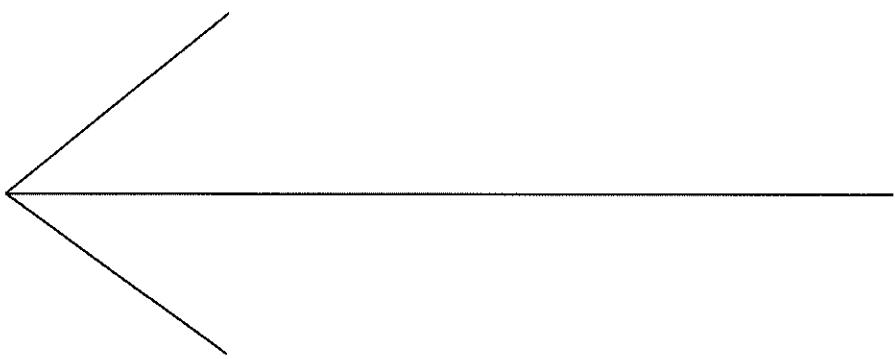
第一条　石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和二年厚生労働省令第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表改正後欄の石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）第四条の二第一項に次の一号を加える。

船舶（総トン数二十トン以上の船舶に限る。）の解体工事又は改修工事

第一条中石綿障害予防規則様式第一号を様式第一号の二とし、附則の次に一様式を加える改正規定を次のように改める。

様式第一号を様式第一号の二とし、附則の次に次の二様式を加える。



事前調査結果等報告

元方事業者の情報											
事業者の名称						事業者の代表者氏名					
担当者のメールアドレス						事業者の電話番号		-			
郵便番号		111-1111									
事業者の住所		都道府県・市区町村名等									
住所（続き）											
工事現場の情報											
都道府県		-	所掌	-	管轄	-	基幹番号	-	枝番号		
労働保険番号		-	-	-	-	-	-	-	-		
郵便番号		111-1111									
作業場所の住所		都道府県・市区町村名等									
住所（続き）											
元方事業者に関する事項											
工事の名称											
工事の概要											
建築物等の概要											
建築物、工作物又は船舶の新築工事の着工日		西暦 年 月 日		構造		<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> その他		耐火 <input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 準耐火 <input type="checkbox"/> その他			
延べ床面積		1m ²		階数（地上階）		1		階建			
階数（地下階）				階数（地下階）		1		階建			
その他工作物・船舶※複数選択可		<input type="checkbox"/> 反応槽 <input type="checkbox"/> 加熱炉 <input type="checkbox"/> ポイラー及び圧力容器 <input type="checkbox"/> 配管設備 <input type="checkbox"/> 换気設備 <input type="checkbox"/> 煙突 <input type="checkbox"/> 貯蔵設備 <input type="checkbox"/> 発電設備 <input type="checkbox"/> 變電設備 <input type="checkbox"/> 配電設備 <input type="checkbox"/> 送電設備 <input type="checkbox"/> ロトンネルの天井板 <input type="checkbox"/> ブラットホームの上家 <input type="checkbox"/> 透音壁 <input type="checkbox"/> 軽量盛土保護パネル <input type="checkbox"/> 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 <input type="checkbox"/> 船舶									
解体工事を行う床面積の合計		1m ²		解体工事又は改修工事の実施期間		西暦 年 月 日～西暦 年 月 日					
解体工事又は改修工事の諸負金額		1億 1111万円		右綴に記載する作業の開始時期		西暦 年 月 例					
事前調査の終了年月日		西暦 年 月 日									
事前調査を実施した者											
氏名						講習実施機関の名称					
分析調査を実施した者											
氏名						講習実施機関の名称					
作業に係る石綿作業主任者											
氏名											
請負事業者の情報											
事業者の名称						事業者の電話番号		-			
労働保険番号		都道府県		-	所掌	-	管轄	-	基幹番号	-	枝番号
<input type="checkbox"/> なし(又は不明) <input type="checkbox"/> 元方（元請）事業と同じ											
郵便番号		111-1111									
事業者の住所		都道府県・市区町村名等									
住所（続き）											
事前調査を実施した者の氏名						事前調査を実施した者の講習実施機関の名称					
分析調査を実施した者の氏名						分析調査を実施した者の講習実施機関の名称					
作業に係る石綿作業主任者の氏名											
請負事業者の情報											
事業者の名称						事業者の電話番号		-			
労働保険番号		都道府県		-	所掌	-	管轄	-	基幹番号	-	枝番号
<input type="checkbox"/> なし(又は不明) <input type="checkbox"/> 元方（元請）事業と同じ											
郵便番号		111-1111									
事業者の住所		都道府県・市区町村名等									
住所（続き）											
事前調査を実施した者の氏名						事前調査を実施した者の講習実施機関の名称					
分析調査を実施した者の氏名						分析調査を実施した者の講習実施機関の名称					
作業に係る石綿作業主任者の氏名											
請負事業者の情報											
事業者の名称						事業者の電話番号		-			
労働保険番号		都道府県		-	所掌	-	管轄	-	基幹番号	-	枝番号
<input type="checkbox"/> なし(又は不明) <input type="checkbox"/> 元方（元請）事業と同じ											
郵便番号		111-1111									
事業者の住所		都道府県・市区町村名等									
住所（続き）											
事前調査を実施した者の氏名						事前調査を実施した者の講習実施機関の名称					
分析調査を実施した者の氏名						分析調査を実施した者の講習実施機関の名称					
作業に係る石綿作業主任者の氏名											

事前調査結果等報告

事前調査の結果及び不足する点の箇所と併記の内容	作業対象の材料の種類	石綿使用の有無			石綿使用なしと判断した根拠 ※石綿使用が無い場合はのみ記載 ①目視 ②設計図書（③を除く。） ③分析 ④材料製造者による説明 ⑤製造年月日	作業の種類			切断等の有無		作業時の措置 ①負圧隔壁 ②隔壁（負任なし） ③潤滑化 ④刃用保護具の使用
		有	みななし	無		除去	封じ込め	囲い込み	有	無	
	吹付け材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				
	保温材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				
	接着剤	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				
	屋根用折版断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑥□	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				
	耐火被覆材（吹付け材を除く、けい酸カルシウム板第2種を含む）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑥□	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				
	仕上資材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑥□	△			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
	スレート波板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑥□	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				
	スレートボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑥□	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				
	屋根用化粧スレート	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑥□	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				
	けい酸カルシウム板第1種	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑥□	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				
	押出成形セメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑥□	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				
	バルブセメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑥□	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				
	ビニル床タイル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑥□	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				
	黒糸系サイディング	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑥□	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				
	石膏ボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑥□	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				
	ロックウール吸音天井板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑥□	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				
	その他の材料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑥□	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				

年 月 日

事業者既氏名

労働基準監督署長 殿

備考

- 「労働基準監督署長の欄」の欄は、一括有効事業の場合は当該事業に係る労働基準監督署、一括有効事業ではない場合は、各事業者の地籍事務に係る労働基準監督署を記載すること。
- 「請負事業者に関する事項」の欄は、当該作業を請け負わせている事業者かいる場合に、全ての請負事業者について記入すること。
- 「請負事業者に関する事項」の「請負調査を実施した者」と「分折調査を実施した者」の欄は、元請事業者に対する事項と同一となる場合は、同時に記載すること。
- 「解体工事又は改修工事の合計」の欄は、建築物の解体工事に該当する場合は記入すること。なお、建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱及び床を同時に撤去する工事をいうこと。
- 「解体工事又は改修工事の請負金額」の欄は、建築物の解体工事又は工作物の解体工事若しくは改修工事に該当する場合は、記入すること。
- 「被験実施機関の名前」の欄は、被験調査を実施した者が一般社団法人日本アスベスト検査診断協会会員である場合には、その旨を記入すること。
- 「作業に係る石綿作業主任者の氏名」の欄は、石綿使用建築物等解体等作業がある場合は必ず記入すること。なお、報告時点での未選任の場合には、選任予定者を記入すること。
- 裏面に記載は、請負事業者がいる場合は、請負事業者に請け負わせた代に係るもつも含めて、作業対象の材料に該当するもの全てについてまとめて記入すること。
- 「石綿使用の有無」の欄は、石綿を含有しているもののみ記入すること。
- 「石綿使用なしと判断した根拠」の欄は、①から⑤までのうち該当するものが複数ある場合には、その全てを記入すること。
- 「切断等の有無」の欄は、材料の切断、破砕、穿孔(せんく)、研磨等を行なう作業の有無について記入すること。
- 「作業時の措置」の欄は、報告の時点で予定している措置を記入すること。また、①から⑤までのうち該当するものが複数ある場合には、その全てを記入すること。

第二条の表改正後欄の石綿障害予防規則第三条第四項及び第七項第九号中「建築物」を「建築物及び船舶」に改める。

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第二条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

別表第一（第三条及び第四条関係）		改正後		別表第一（第三条及び第四条関係）		改正前	
表一 （略）				表一 （略）			
石綿障害予防規則 （平成十七年厚生労働省令第二十一号）	第三条第五項の規定による記録の保存	第三条第六項の規定による記録の写しの備付け		石綿障害予防規則 （平成十七年厚生労働省令第二十一号）	第三条第五項の規定による記録の保存 (新設)		
表二～表四 （略）	（略）	（略）		表二～表四 （略）	（略）		

第三条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

別表第一（第三条及び第四条関係）		改正後	改正前
表一	（略）	（略）	（略）
石綿障害予防規則 （平成十七年厚生労働省令第二十一号）	（略）	第三条第八項の規定による記録の写しの備付け	第三条第六項の規定による記録の写しの備付け
（略）	（略）	（略）	（略）

附 則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条の規定は、令和五年十月一日から施行する。

